

第69回京都市都市計画審議会 会 議 録

日時 令和元年8月1日 午後1時30分～午後3時58分

場所 ザ・パレスサイドホテル 2階 「グランデ」

京都市都市計画審議会事務局

第69回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第290号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 下水道の変更について (京都市決定)	京都市公共下水道の変更	2
計議第291号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定について (京都市決定)	京都橘大学地区地区計画 の決定	19

報告事項

- ・「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し等に関する
市民意見募集等の結果について (P.30～)
- ・地域まちづくり構想（京都駅東部エリア）の策定について (P.50～)
- ・地域まちづくり構想（高野東開・西開地区）の策定について (P.52～)

京都市都市計画審議会委員名簿

・ 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子	立命館大学客員研究員	
川崎 雅史	京都大学大学院教授	
兒島 宏尚	京都商工会議所専務理事	欠席
佐藤 由美	奈良県立大学教授	
島田 洋子	京都大学大学院准教授	欠席
須藤 陽子	立命館大学教授	
塚口 博司	立命館大学特任教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
牧 紀男	京都大学教授	欠席
三浦 研	京都大学大学院教授	欠席
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・ まちづくりセンター専務理事	

・ 条例第2条第2項第2号委員

しまもと京司	まちづくり委員
西村 義直	文化環境委員
平山 たかお	まちづくり委員
森田 守	総務消防委員
かまの 敏徳	まちづくり委員
樋口 英明	まちづくり委員
山田 こうじ	総務消防委員
曾我 修	総務消防委員
吉田 孝雄	文化環境委員
山岸 たかゆき	産業交通水道委員
森川 央	産業交通水道委員
江村 理紗	産業交通水道委員

・ 条例第2条第2項第3号委員

橋本 雅道	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席 稲井 康弘	京都国道事務所長)
富山 英範	京都府建設交通部長
(代理出席 岸 良平	都市計画課 公園緑地担当課長)
石丸 洋	京都府警察本部交通部長
(代理出席 三浦 俊博	交通規制課長)

・ 条例第2条第2項第4号委員

筈谷 友紀子	市民公募委員
村上 岳	市民公募委員

○塚口会長 それでは、ただ今から議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日、市長から諮問を受けております案件は、2案件2議案でございます。

これからの会議運営につきまして、各委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

計 議 第 2 9 0 号
都 企 計 第 8 0 号
令 和 元 年 7 月 1 1 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の変更
（京都市決定）

都市計画京都市公共下水道「3 下水管渠」に第三導水渠を追加し、同公共下水道「3 下水管渠」中伏見幹線を廃止し、同公共下水道「4 その他の施設」中伏見水環境保全センターを次のように変更する。

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
第三導水渠	南区上鳥羽塔ノ森上開ノ内	下京区吉水町	鳥羽処理区, 合流管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
伏見水環境保全センター	伏見区横大路千両松町, 横大路菅本	敷地面積 約122,790㎡

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、浸水対策の推進を目的として第三導水渠を追加し、浸水対策及び合流式下水道改善計画並びに施設計画の見直しに基づき、伏見幹線の廃止及び伏見水環境保全センター用地の一部変更を行うことで、健全な都市の発展を図ろうとするものです。

それでは、計議第 290 号議案を議題といたします。

この議案は、京都市公共下水道の変更に関する議案でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第 290 号議案につきまして御説明いたします。

お手元の資料 1－3「計議第 290 号議案 説明資料」を御覧ください。本議案は、京都市公共下水道の都市計画を変更しようとするものでございます。

はじめに、京都市の下水道の概要につきまして、御説明いたします。

下水道の整備は、市街化区域において、概ね完了しており、その管路延長の合計は約 4,200 キロメートル、処理能力は 1 日当たり約 130 万立方メートルであり、下水道を利用できる人口の割合を示す人口普及率は 99.5% に達し、市民の都市的な活動に大きく寄与しております。

次に、京都市公共下水道の都市計画決定の状況につきまして、御説明いたします。

図で、赤色で囲み、排水区ごとに着色しておりますのが、京都市公共下水道の都市計画決定の範囲でございます。

概ね桂川以東、宇治川以北の市街化区域と一部の市街化調整区域を含む範囲で、排水区域は 1 万 2,962 ヘクタールとなっております。

その他、1,000 ヘクタール以上の排水区域を担う管渠 16 本、処理場から河川への放流管である吐口 5 箇所、処理場である水環境保全センター 4 箇所を都市計画決定しております。

なお、管渠は、市街地の下水を集める「幹線」、幹線から下水を集めて処理場に送る「導水渠」などがございます。

次に、都市計画変更の内容につきまして、御説明いたします。

今回、「①第三導水渠の追加」、「②伏見幹線の廃止」、「③伏見水環境保全センター用地の変更」の 3 点につきまして、変更しようとするものでございます。

まず、変更の一点目、「第三導水渠の追加」につきまして、御説明いたします。

鳥羽処理区におきまして、汚水と雨水を同じ管で受け持つ合流式下水道区域における浸水対策として、これまでに整備した第一・第二導水渠の、局地的大雨時に発生している流下能力不足を補うことを目的として、第三導水渠を追加いたします。

また、将来的な改築更新や大規模地震等の非常時におけるバイパス管としても活用を図ることとしております。

この第三導水渠の概要でございますが、受け持つ排水区域の面積は約3,000ヘクタール、直径4.7メートル、延長約6キロメートルの管渠で、道路の下、深さ約20～30メートルに配置する計画となっております。

なお、工事は令和2年度中に着工し、令和9年度に完了する予定でございます。

「第三導水渠のルート」でございます。

堀川高辻周辺から、堀川通、五条通、大宮通を進み、向日町上鳥羽線から鳥羽水環境保全センターへと至るルートでございます。

道路交通や市民生活への影響を考慮し、地表面で工事ヤードを設ける必要のない、シールド工法により施工し、トンネルマシンは下流の鳥羽水環境保全センター内から発進します。

次に、「第三導水渠の効果」につきまして、御説明いたします。

まず、浸水対策への寄与でございます。図で桃色に示しております約3,700ヘクタールにおいて、下水管渠の水位を低減させることができ、大雨時の安全度が向上します。

次に、バイパス管としての活用でございます。将来的な改築更新や大規模地震などの非常時におけるバイパス管としても活用を図ることができます。

「第三導水渠の追加」については、以上でございます。

次に、変更の二点目、「伏見幹線の廃止」につきまして、御説明いたします。

伏見処理区の東高瀬川以東エリアにおける浸水対策や合流式下水道の改善対策を行う目的で、平成7年度に伏見幹線の都市計画決定を行いました。

しかし、浸水被害の発生に伴う対策や合流式下水道の改善対策が早急に必要となったことから、全体の整備に相当の期間がかかる伏見幹線の整備を保留し、対策が必要な地区を優先して整備を進めてまいりました。

今回、これまで優先して整備した施設を踏まえ、改めて本エリアにおける計画を見直し、伏見幹線を廃止いたします。

これまでの計画は、「大規模な幹線で全体を整備する計画」でしたが、同等の整備

効果が得られ、また、地区ごとの事業期間が短縮し、地区ごとに整備効果が発揮する、「比較的小規模な幹線を地区ごとに整備する計画」に見直します。

伏見幹線の廃止については、以上でございます。

続きまして、変更の三点目、「伏見水環境保全センター用地の変更」につきまして御説明いたします。

図で赤色に示す変更箇所は、流入下水量の増加に備え、将来の処理施設を整備する用地として、確保しておりました。

しかしながら、今後の流入下水量の変化や施設の更新時期を見据え、供用済用地内において処理能力の確保が技術的に可能となったことから、施設の配置計画を見直し、下水道事業用地として活用しないことといたします。

この結果、15万7,730平方メートルである伏見水環境保全センターの敷地面積が、変更後には12万2,790平方メートルとなります。

伏見水環境保全センター用地の変更につきましては、以上でございます。

次に、都市計画の変更につきまして、御説明いたします。

まず、「計画書」でございます。赤字で示すとおり、「3 下水管渠」に「第三導水渠」を追加し、「伏見幹線」を廃止いたします。

「4 その他の施設」の「伏見水環境保全センター」の備考に記載している敷地面積を変更いたします。

続きまして、「計画図」でございます。お手元の資料1-1「計議第290号議案 付図」の計画図も併せて、御覧ください。

まず、「第三導水渠」でございます。追加する「第三導水渠」を赤色で示しており、既存の道路内に計画しております。「堀川高辻」付近から、南側でございます。

続いて、「鳥羽水環境保全センター」付近でございます。

次に、「伏見幹線」でございます。廃止する「伏見幹線」を黄色で示してございます。

続いて、「伏見水環境保全センター」でございます。一部廃止する範囲を黄色で示してございます。

計議第290号議案の説明は、以上でございます。

最後に、「法定縦覧及び意見書について」でございます。

本都市計画の案につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和元年6月10日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○塚口会長 ただ今、事務局から説明がございました計議第290号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承ります。いかがでしょうか。どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 はじめに、第三導水渠についてお聞きをしますけれども、これ総事業費はどの程度を想定しているのでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますか。

○事務局 概算ではございますけれども、200億円を予定しております。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 200億円ということで、大変大規模な事業でありますから、事業が妥当であるかどうかの判断というのは、本当に慎重に行う必要があるなという風には感じています。

本市は、大雨の対策の考え方として、1時間当たり62ミリのいわゆる10年確率降雨に対応するためのいろんな施設の整備を進めていくということで、現在達成率が28%で、2027年には43%まで引き上げていこうという計画を持っています。

今回のこの第三導水渠がこの10年確率降雨への対応を進める上でどの程度寄与するという風にお考えでしょうか。

○塚口会長 事務局、お願いします、お答えください。

○事務局 今、御紹介ありましたように我々、10年確率降雨62ミリの雨への対応ということで、浸水対策を進めております。第三導水渠につきましては、面積としましては、約1,000ヘクタールのエリアに対して10年確率降雨対応を発揮するという効果がございまして、これを指標で換算しますと6.4%ということになります。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 また,その第三導水渠,今,御説明がありましたけれども,バイパス管としての活用ということも考えられているということでもあります。これは少しお聞きしてましたら,第一導水渠がもう整備から80年ほどが経過をしているということでありまして,その更新というものを少し考えられているということでもありますけれども,具体的にその第一導水渠の方は,いつぐらいを更新という風に想定をしているのでしょうか。10年後とか20年後とかというような想定みたいなものはあるのでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 おっしゃるとおり,鳥羽の第一導水渠になりますけれども,約80年程度経過しているということで,老朽化が進んでおるといような状況でございます。おっしゃるように,第三導水渠の後にこういった改築工事をやっていくということになりますので,少なくとも令和の10年以降ということになります。

ただ,非常に大きな幹線でございますし,事業費等も大きなものになるとうふうに我々想定しておりますので,いつということは,今現段階ではお約束,あるいはお示しすることができませんけれども,しっかりと予算等を確保しまして,改築をしていくべく,今現在検討してるところでございます。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 次に,伏見幹線の廃止の方ですけれども,先行して進めている大手筋幹線などの比較的小規模な幹線,下水幹線をつないでいくことで対応するという御説明でありましたけれども,こちらの方は総事業費の規模は,この小さい幹線をつないでいく方の総事業ですね,この規模というのは,どの程度を想定していて,それは伏見幹線をこのまま廃止しないでつくった場合と比べて,その辺りの事業の規模というのは,どんな感じになるのでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答え願います。

○事務局 説明資料でいうところの8ページにお示ししているように,これまで予定しておりました伏見幹線という大きな幹線を分配配置,比較的小規模の幹線を複数設置して置き換えていくという考えでございます。

この小規模の幹線ですね、こちらはまだ設計が完了していないものも含まれますので、概算ということになりますけれども、全体で約300億程度かかるという試算をしております。全体の中で、300億のうち約半分程度、今現在、実施済みということになります。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 今、それともう1点お聞きしたのが、伏見幹線をつくった場合は、どの程度の事業費になるのかということもお願いします。

○塚口会長 事務局、お答え願います。

○事務局 失礼いたしました。伏見幹線本体だけでいきますと、これも約300億程度、それ以外にも、伏見幹線以外にも附帯施設もありますので、これ以上の事業費ということで予定をしておりました。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 大雨の対応については、この伏見幹線をつくる場合と、今回の計画変更で小規模幹線につないでいく場合とで同等の整備効果という風に説明を先ほどありましたけれども、そこは本当に気になるころではありまして、その10年確率降雨への対応という観点で同等の整備効果という風に理解をしいんでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 おっしゃるとおり、同等の効果が発揮されるということでございます。

○塚口会長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 わかりました。この下水幹線の有効性というものは一定理解をするものであります。ただ、巨額の事業費を伴うものでありますから、他の方策も色々、同時進行で考えていく必要もあるんだろうなという風に考えています。

この下水幹線、大雨の際の街中での貯留対策という側面が一つ大きくあるなという風に思っているんですけども、この街中での貯留対策というのは、例えばグラウンドを貯水池のように一時的に使えるように、そうした施設として少し整備をしたりとか、そういった方策なんかもとられていると思うんですけども、どの程度今、整備が進んでいるんでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答え願います。

○事務局 本日の都市計画の御説明の中では、この幹線、いわゆるトンネルのタイプのものを御説明させていただいてはいますが、おっしゃられるとおり、例えば公園の表面でありますとか、あるいは地下、あるいは学校のグラウンドの地下などに池状のもの、水槽を埋めまして、その中に水を溜めるといった事業も我々の方でやっております。

ただ、量でいいますと、この公道の下に設置しますトンネルタイプ、幹線タイプの方が大部分を占めておりまして、どうしてもグラウンド等になりますと、その管理者の方ですね、学校でしたら学校管理者、公園でしたら公園管理者の方々との協議等、あるいは設置許可ということが必要になってまいりますので、幹線タイプの方を我々は多く設置しているという実情がございます。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 確かに、グラウンドが水浸しになってしまうと、使いづらいですから、使いづらいというか、その後大変ですから、グラウンドを使う側にとっては、運動施設として使おうと思うと大変だと思うんですけども、ただ、費用の面でいうと、それは全く桁違いに安い規模でもできるという風に思いますので、そういったことが国の方では色々、指導もあるということをお聞きしていますので、ぜひそういった有効な対策、もちろん幹線もそうですけれども、それ以外にそういった費用の比較的安くて、それでいて効果を発揮できるような対策というのもぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御質問,どうぞ,しまもと委員,お願いします。

○しまもと委員 この合流式下水道というのは、そもそも分流式とは違って生活汚水であったり、そのようなものと雨水,雨,その水が合流している。京都のような旧市街地の場合は、どうしても新しい地方都市なんか比べて合流式,本来でしたら分流式の方がいいのかもしれませんが、こういう合流式でないと、整備が大変なコストや手間もかかるということで一定理解をしております。

その中で、合流式下水道,京都市上下水道局においても、様々な改善をずっとして

いただいておりますが、これまではその弊害と申しますか、例えば大雨が一気に降ったりしたとき、オーバーフローして、例えば私ども地元であれば、西高瀬川であるとか、いわゆる吐口というものがあまして、そこからオーバーフローした水が流れ出るというようなことも構造的にはありました。

これに対しては、その部分部分で今まで、汚物はなるべく導管の中を流れて、水が外に出るようにとかいう対策も色々してきていただいていたのですが、やはりどうしても地形的に、例えばですけれども、私、地元的に知っているところであれば、吉祥院水環境保全センターの近くの西高瀬川ですと、一旦どンドン京都の場合は、北から南へ下りてきているんですが、フラットになってちょっと上がったたりして、また下がっているところで池のように溜まってしまったり、またその構造が真ん中が掘られているんですが、両サイドがフラットなために、結局流れた後、そこにオーバーフローしたものが溜まって、6月、7月のバクテリアが発生する時期なんかは、ものすごい住民に対しての臭いの被害とかいうのが出ていましたが、それに対しても、またその場での流す機械をつくっていただいたりという対処療法的なことをしていただいておりますが、今回の増設、追加、または廃止によって、その辺のところ、多分これは私たち素人ですのでよくわかりませんが、改善して、さらにそういった被害が少なくなるものという風に理解させていただいてよいのか。

また、この工事、追加とか廃止によって、その辺のところどのようなシミュレーションというんですかね、ここの部分ではひょっとしたら、ちょっとたくさん出てくるかもしれないとか、京都の七夕というのをするために、堀川の部分、吐口を塞いだことによって、それが出てくるところが南部に集中してしまっただけという過去の経緯もありますし、その辺の全体的な被害というんですか、構造が軽減されるものと期待しておりますが、そのための役割も十分に発揮できるものなのかどうか、その辺がもしわかれば、教えていただきたいと思っております。

○塚口会長 事務局、お答え願います。

○事務局 今回、伏見幹線の廃止という議案を出させていただいております。これのかわりに複数分散配置をする予定の幹線の中には、今おっしゃられたような合流改善の機能を持たせた幹線も含まれております。

我々は、令和5年、平成でいいますと35年までに法令、下水道上の法令で定められました期限となっておりまして、これまでに水質の基準、一定の基準を守る合流式下水道から放流されるものについて、これを守っていくという義務がございますので、我々、現在それに間に合わせるように、令和の5年までにこういう合流改善の幹線を、あるいはそれ以外の対策施設等も含めまして、一定の改善を終わらせるべく、今現在事業をしているところでございます。

また幹線以外につきましても、そのおっしゃいました吐口ですね、こちらから出ますごみについても、一定除去ができるようにということで、スクリーンという名前で我々呼んだり、あるいは水面制御という装置がございますけれども、目に見えるようなごみが川側に流れ出ないような対策というのをとっておりまして、これについては、市内の雨水吐き、一定全ての雨水吐きに対して対策が完了しているところでございます。

○しまもと委員 わかりました。ありがとうございました。

○塚口会長 他に、どうぞ、お名前ちょっとこちらで見えませんが、ごめんなさい。

曾我委員、どうぞお願いいたします。

○曾我委員 私も伏見に住まいを置いているものですから関心があるんですけども、この伏見幹線の廃止ということについては、最近のこの集中豪雨といいますが、ゲリラ豪雨、様々に局地的に浸水が起こるということで、今日まで優先的に対策をしていただいているということで、先ほど御説明があったように、既にもう150億ぐらいを投資していただいて、局地的な部分を優先的に改善をしていただいているということなんですけれども。

今回、この伏見幹線を例えば従来どおりやるとすれば、さっきも300億というお話があったんですが、大変多額な費用になるんですけども、この伏見幹線がいわゆる全体の整備をしていこうと思うと、相当の期間がかかるというお話があったんですけども、この伏見幹線を予定どおりやっけていこうとして、そして完成をするというようなこと、時期的にはどれぐらいのことが計画の中にはあったんですか。その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○塚口会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○事務局 伏見幹線の当初何年かかるかということは、実ははっきりと設定したものはございません。事業費の関係がございますので、総事業費としては、算定はできるんですけども、毎年の建設改良費ですね、こういった予算取りをいたしまして、また議会への説明、市民の皆様への説明を経た上で、御承認をいただいて我々事業を行っておりますので、逆に何年で全てできるということがちょっと目ぼしとしては持つものもございますけれども、そういった予算取りをした上で、我々お示し、御説明をさせていただいているのが実情でございます。

○塚口会長 曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 大変御説明をいただいている納得をさせていただいているんですけども、この事業については、より様々な新しい技術を導入しながら、その局地的な豪雨に対しても対応していくということですので、優先的に場所、場所を決めながら、着実に進めていくというのが非常に大事なことだという風に思っております。

そういった意味で、今後にしましてもあと150億ぐらいが見積もられると思うんですけども、しっかりと早期に対応していただいて、まさに浸水というものも待たないでございまして、できるだけ取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。

○曾我委員 はい。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御意見、御質問ございますか。

○川崎委員 意見というか、感想的なことになるんですが、ただいま委員の方々から非常に中短期で非常に危機的なこういう浸水作業に対して対応するという、この中短期的な実施ということで、今回非常にわかりやすく、実現できるころからということで、集水域のネットワークも見直し計画も、集水域の部分としても、それほど現況の当初計画案の伏見幹線と余り変わらないということで、非常に進めていただいて。

もう一つは、長期的な計画として、先ほどから少し議論があったんですけども、京都市全体としての排水計画というのをどういう風に考えるかというときに、参考になるのは、恐らくアメリカが一番今、先進的で、それは大型台風が毎年のように来

ていて、例えばニューオリンズとか、市のホームページを見ていると、都市全体の排水計画、例えばこちらですと上下水道関係の部局もそうなんです、道路の方になり貯水槽、小型、中型の貯水槽を設けて、道路の勾配を変えて、都市全体で水をどういうふうに流していくか、京都の場合、宇治川まで最後ネットワークを持っていくことになると思うんですけども。

そういう、先ほど学校とか、そういうところって中々難しいというお話なんです、道路を考えると、比較的都市全体の集水というのを考えることもできるかもしれませんが、そのときに、災害だけじゃなくて、アメリカの場合は、その水を利用して上にグリーンを、道路関係の中に、京都も一部雨庭とかそういうことを、雨水を利用されていますけれども、そのグリーンと環境と、それからその排水の問題と防災の問題と両立するような考え方も、これは長期で、急にはできないと思うんですけど、長期で考えていただければなという風に感じます。

○塚口会長 御意見として承ってよろしいでしょうか。

○川崎委員 はい、意見です。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御発言は、そちらの森川委員、お願いします。

○森川委員 当然、都市計画決定されてしまいますと規制がかかるということで、当然市民生活、この工事期間中、市民生活に影響を及ぼさない工法を含めて考えておられて、あと財源も非常に巨額になりますけれども、いろんな工法を工夫される中で圧縮していくということだと思っております、といっても具体的にどのようにこの工事のこの現計画であっても、市民の生活に影響が考えられるのか。これは公有地、道路を通っていますから、民間の土地を通るわけではないですから、規制はかからないと、そういう意味では。

ただ、例えばこれ、いくらシールド工法といっても、ポイント、ポイントはそこに垂直に掘っていく起点を構えないといけないということで、何年もそこにある状態ということで、そういった意味で言いますと、交通への影響があるんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっと真っすぐ一本でいけばいいわけなんです、ポイント、ポイントがあると思えますから、例えばそういった影響は考えられるであ

りますとか、その他に市民の生活、市民に影響を与えるということを少し御説明いただくとありがたいんですけど。

○塚口会長 事務局,お答え願います。

○事務局 説明資料を御覧いただけますでしょうか。5ページ目になります。説明にもありましたけれども、基本的にはシールド工法と言われる地下トンネル工法ですね、これを採用いたします。ですので、ルート上の大部分のところにつきましては、地上部に全く影響が出ないという工法を採用いたします。

ただ、今御質問ありましたとおり、掘り始めの部分、発進立坑といいますけれども、掘り始めの部分と、それから到達立坑という、ゴールの部分については、縦穴を掘るということになります。

今回スタートは、下流側の鳥羽水環境保全センター、我々が所有しております処理場の敷地内から発進をいたします。到達につきましては、堀川通高辻付近ということになりまして、ここには公道上に縦穴ができてしまうということになります。

土砂の搬出なんですけれども、全てこの下流側、鳥羽水環境保全センター側へトンネル内を運びまして、土砂の搬出はこの下流側からのみ行います。ですので、本体、その第三導水渠本体の工事にかかる土砂の搬出については、我々の敷地内で搬出をしますので最低限のものということで、こういった配慮を行っております。ただ、土砂の搬出は当然場外に出ますので、この鳥羽水環境保全センターから土砂の搬出の車両が出ていくということになります。

あともう一つ、次のページ、6ページの方になります。こちらルート図がございませうけれども、既存の第一導水渠、第二導水渠とクロスする部分に赤い丸、小さな丸が振ってございます。ここは分水人孔、あるいは分水施設といいまして、その第一、第二導水渠から水を分ける、第三導水渠の方へ振分ける施設をつくることになります。ここも一定地上部から掘りまして、工事を行うことになりますので、こちら一部通行規制、あるいは上部の規制というのが入ってくると。

ただ、全体、この本体の土砂の量から比較しますと、かなり少のうございまして、影響は最小限になるものという風に我々は考えております。

○塚口会長 どうぞ、森川委員。

○森川委員 あとその他には、市民生活には少し想定されるものはそれほどないという御理解をすればいいのかなというふうにお伺いしたんですが、あと地下の埋設物、一般的によく言われるのが、文化財の埋設物なんかが出た場合はどうなるのかということもあるんですが、これはやはり大分深いということでそれは大丈夫なのか、事前に調査を、そういったことはされているのか。

あとは、思わぬ例えば障害ですね。地下水に影響を与えるとかいう部分も、引いては地下水を利用されている方であれば、やはり水質が汚濁するというようなこともあるでしょうから、そういった面での市民への影響というのはないのか、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 京都市内、非常に埋設物が都市部ですので多うございます。文化財に限らず、ガス、水道などのインフラでありますとか、あるいは今、御紹介のありました地下水なども地下を通っているということで、我々事前にこういった資料、これに関連する資料を可能な限り集めまして、ルートを選定時、あるいは深さの設定時から、こういった影響を色々と考えた上で設定をさせていただいております。

今回、地下20メートルから30メートル程度のところということで、我々が設置する幹線としては、比較的深い位置になります。これは平面上の位置の道路を選定した上でこういったことになっている部分もありますけれども、今おっしゃられるように地下埋設物の影響など、あるいはJRなども横断することになりますので、こういったところの影響を勘案しまして、また必要に応じて管理者、例えばJRの方とも協議をいたしまして最適なルートを選定しているところでございます。

また、今後、詳細設計を行ってまいりますので、この中でまたさらに練度といひますか、精度を上げていくということになります。

○塚口会長 どうぞ、森川委員。

○森川委員 最後に、市民への影響というところで、やはり財源なんです、想定されている財源、国からの補助のようなものがあるのか、あるいは専ら下水道会計の中でやっていくのか、または一般会計を補填しながらやっていくのか、その辺りの

財源の想定される構成というのはいかがでしょうか。

○塚口会長 お答えください。

○事務局 我々、下水道事業については、国庫補助、国からの補助金が充てられるということで、この関係については、半分50%が国からの補助金が充てられるような事業となっております。

また、それ以外の財源についてですけれども、基本的に下水は「雨水公費、汚水私費の原則」がございますので、これに相当する部分、一定の部分につきましては、一般会計からの補填、雨水に相当する部分ですね、これについては補填、財源手当があるということになります。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは須藤委員、お願いいたします。

○須藤委員 伏見幹線の計画の廃止については、私異議はないんですけれども、この伏見幹線の計画の廃止に至るまでの経緯に少しお尋ねしたいことがあります。

この伏見幹線を都市計画決定したのが平成7年であるとして、この伏見幹線の整備を保留としたという判断はいつ頃行われたものなんでしょうか。

この伏見幹線の整備を保留するという判断は、これは都市計画決定の実質的変更ではないかと思うんですけれども、要するに、整備を保留するという判断を一旦した後、こういうふうにならざるに小規模な整備計画というのを積み重ねた場合には、もはや全体のこの伏見幹線を整備をするという計画には戻れないんじゃないかという判断がいつ頃出たんだろうかと。

平成7年度に都市計画決定した後、このような都市計画決定を再度、見直した方がよいのではないかという状況にいつ頃至ったのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 平成7年に都市計画を打ちまして、その後なんですけれども、ちょっと今日の御説明の中にはなかったと思うんですけれども、実は一部伏見幹線の上部ですね、この説明資料でいいますと8ページの一部になります。

これまでの計画ということで、左側に図面がございまして、点線でずっと上の方

に向かって線が広がっているかと思えます。この一番最上部のちょっと曲がっているところ、南へ向いて下に向きまして、さらに左手の方、西の方へ向かっている部分、この部分約1キロ程度、先行といたしますか、第1期工事として伏見幹線の一部をやっております。この部分につきましては、特に浸水被害が多うございまして、全体の事業が非常に高いという御説明をさせていただきましたけれども、特にこの部分の整備を先行することで浸水被害を軽減することが見込まれましたので、この1キロの部分については、実施をしております。

その後、保留と言いましたけれども中止をしてしまうというような印象ではなく、他の事業、例えばこの伏見のエリアでございましたら、先ほど御紹介ありましたように、合流式下水道の改善事業、これが法令の改正などもございまして、こちらの方に集中的に投資をする必要が出てまいりました。ですので、こちらの方に事業費、限りのある事業費をそちらの方に振替まして、先行的にそちらの幹線を集中的に整備をしておったということになっております。

ですので、保留ということだと、もう本当に中止といたしますか、その後、事業を行わないというようなイメージがあったかもしれませんが、事業費の優先順位付けの中で、順番を入れ替えるというか、変えたというような状況がその当時ございました。

ちなみに、その伏見幹線の1期については、平成14年に供用開始しております。

○塚口会長 いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

○須藤委員 はい。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御発言ございますでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、お諮り申し上げたいと思えます。計議第290号議案について、原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 ありがとうございます。皆さん、賛成のようでございますので、本案件は原案どおり可決いたします。

計 議 第 2 9 1 号
都 企 計 第 8 1 号
令 和 元 年 7 月 1 1 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

都市計画京都橋大学地区地区計画の次のように決定する。

名 称	京都橋大学地区地区計画	
位 置	京都市山科区大宅山田，大宅奥山田及び大宅岩屋殿の各一部	
面 積	約 6.3 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は，山科盆地の東麓部に位置し，緑豊かな行者ヶ森を背景に，住宅市街地に隣接して京都橋大学が大学関連施設を集約している地区である。</p> <p>総合大学としての多様な機能を備えた当地区において地区計画を策定することにより，周辺の自然景観や居住環境と調和した，秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに，地域の安全性の向上に貢献し，かつ，樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。
	地区施設の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や，歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し，地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また，災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで，地域の安心・安全に貢献する。
	建築物等の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに，既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ，建築物の容積率の最高限度，建築物の建蔽率の最高限度，壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより，周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた，ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>1 道路 幅員2メートル，延長約115メートル</p> <p>2 緑地 約340平方メートル</p> <p>3 広場 約8,600平方メートル</p> <p>4 構内通路 幅員5メートル，延長約185メートル</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 大学 (2) 前号の建築物に付属するもの (3) バス停留所の上屋
		建築物の容積率の最高限度	建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第7号の規定により容積率の最高限度が10分の20と定められた区域は、10分の15とする。この場合において、建築物の敷地が当該区域と当該区域以外にわたるときは、法第52条第7項の規定を準用する。
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の3.5
		壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線までの距離の最低限度は10メートルとする。 2 壁面から隣地境界線（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設である構内通路の西側端線（以下「通路境界線」という。）と市道山科大宅緯17号線の南側端線との交点を起点とし、順次同線、通路境界線から80メートル西側の線、市道山科大宅緯17号線の南側端線から80メートル南側の線、通路境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域に存する隣地境界線に限る。）までの距離の最低限度は3メートルとする。 3 次の各号に掲げる建築物又はその部分については、壁面の位置の制限を適用しない。 (1) 物置又は機械室その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (2) 守衛所、自転車置き場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (3) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さについては、その最高限度を31メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。
		土地の利用に関する事項	1 計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。 2 保全する樹林地又は草地の区域には建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、総合大学としての多様な機能を備えた本地区において、地区計画を策定することにより、今後も引き続き、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の整備を誘導しようとするものである。

続きまして、計議第291号議案につきまして御説明をお願いいたします。御説明の方が入れ替わるかと思いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、計議第291号議案につきまして御説明をいたします。

お手元の資料2-4「計議第291号議案 説明資料」を御覧ください。

本議案は、京都橘大学の敷地において、新たに地区計画を策定しようとするものでございます。

まず、地区計画の概要についてでございます。

赤色の枠で囲まれている区域が、京都橘大学地区です。京都橘大学は、山科盆地の東麓部に位置し、緑豊かな行者ヶ森を背景に、住宅市街地に隣接したキャンパスであり、面積は約6.3ヘクタールでございます。

次に、現在の都市計画の概要でございます。

当該地は、図の赤色の枠で囲まれている区域で、全域が市街化調整区域に指定されており、建蔽率は60%です。容積率は、図の斜線部分が100%、白地部分が200%に指定されています。また、図の斜線部分は、風致地区第一種地域、大塚・大宅の山裾特別修景地域に指定されています。

それでは、京都橘大学のこれまでの主な経過でございます。昭和42年に現在の場所で橘女子大学が開学いたしました。その後、昭和46年には、当該地が市街化調整区域に指定されております。平成17年には京都橘大学に改称し、男女共学の総合大学となりました。令和元年度現在は、6学部13学科、約5千人規模の総合大学になっております。

次に、京都橘学園のマスタープランについてでございます。

学校法人京都橘学園では、大学をはじめとする学園全体の将来像を示す長期計画として、平成27年に第1次マスタープランを策定し、平成31年から第2次計画として推進しているところです。

マスタープランでは、京都の総合大学として、大学を中軸に存在感のある総合学園を目指すこととされています。

また、マスタープランに掲げる大学施設の長期ビジョンでは、山科とキャンパスの魅力や安全性を高めるため、周辺の居住環境や自然景観と調和し、地域の安全・安

心に貢献する，開かれたキャンパス施設の整備を行うこととされています。

次に，本市の政策における位置付けでございます。

本市は，市内に38もの大学・短期大学が立地し，人口の約1割に相当する約15万人の学生が学ぶ「大学のまち・学生のまち」であり，「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき，各大学の個性を活かした施設整備に対する総合的な支援を実施することとしております。

また，本市の都市計画に関する基本的な方針である「京都市都市計画マスタープラン」では，「京都の魅力を高める土地利用」の一つに，「大学のまちとしての土地利用の誘導」を掲げ，周辺生活環境との調和を図りつつ，学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進することとしております。

これらの政策方針に基づき，今回，地区計画を定めようとするものです。

それでは，京都橘大学地区の地区計画について御説明します。

はじめに，「地区計画の目標」といたしましては，周辺の自然景観や居住環境と調和した，秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図ることといたします。

次に，「区域の整備，開発及び保全の方針」では，3つの方針を定めることとし，一つ目の「土地利用に関する方針」につきましては，地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに，地域の安全性の向上に貢献すること，樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図ることといたします。

二つ目の「地区施設の整備の方針」につきましては，施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や，歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し，地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献すること，また，災害時に地域住民等が利用する体育館等の避難所の機能向上に資する広場を整備することで，地域の安心・安全に貢献することといたします。

三つ目の「建築物等の整備の方針」につきましては，建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに，既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ，建蔽率や高さの最高限度など，建築物の制限を定めることにより，周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた，ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る

ことといたします。

次に、「地区整備計画の内容」について御説明いたします。

地区整備計画では、先ほどの目標や方針に沿ったまちづくりの実現を図るため、画面に示すとおり、地区施設の配置及び規模、建築物等については、用途の制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、その他、樹林地又は草地の保全、以上7つの項目を定めます。

次に、各項目の内容を御説明いたします。

まず、「地区施設」でございます。地区施設とは、地区計画の区域内を利用される方のための道路や広場などの施設で、都市計画に位置付けることにより、将来にわたってその形態が担保されることとなります。

今回は、図にオレンジ色で示す、バスロータリーや中央体育館西側スペース、東門横のロータリー、グラウンドの4箇所について、災害時に地域住民の皆さんなどが利用する避難所の機能向上に資する広場として位置付けます。

次に、図に青色で示す、幅員5メートル、延長約185メートルの通路について、施設利用者や地域住民の皆さんが散策できる構内通路として位置付けます。

また、図に緑色で示す、敷地北側の道路沿いの約340平方メートルについて、周辺環境に配慮した緑地として位置付けます。

さらに、図に赤色で示す、延長約115メートルの道路については、歩行者等の安全性に資する道路として位置付け、現況より幅員2メートル拡幅整備することといたします。

次に、建築物についてでございます。

周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図るため、建築物の制限を定めます。

まず、「用途の制限」でございます。建築できる用途は、大学と大学の建築物に付属するもの、バス停留所の上屋のみとします。

次に、「容積率の最高限度」でございます。図に赤色で示す区域については、現行で容積率200%のところ、150%に制限します。緑色で示す区域については、現行のまま、100%といたします。

次に、「建蔽率の最高限度」、「高さの最高限度」についてでございます。

建蔽率については、現行で60%のところ、区域全体にわたり、35%に制限します。高さの最高限度については、現行では制限がございませんが、既存建築物の規模を踏まえ、31メートルに制限します。

次に、「壁面の位置の制限」でございます。敷地北側の、図に赤色で示す箇所については、道路境界線から10メートル、青色で示す箇所については、隣地境界線から3メートル、壁面の位置を後退させることとします。ただし、物置、機械室、守衛所、自転車置き場、バス停留所の上屋等の地階を除く階数が1のもの、玄関ポーチ等については適用いたしません。

次に、「樹林地又は草地の保全」でございます。図に緑色で示す、山すそ付近の緑豊かな樹林地や草地を保全し、周辺の自然景観との調和を図ります。当該区域内では、建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならないこととします。

地区整備計画の内容については、以上でございます。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。お手元の資料2-3「計議第291号議案 参考資料2」を御覧ください。

本都市計画の案の策定に当たりまして、「京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく原案の縦覧を経たのち、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和元年6月10日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は1通ございました。

御意見といたしましては、大学に対する御意見として、「山や田畑の自然が残された地域であったが、大学の広大化に伴い、自然が破壊されており、工事に反対である。」、「住宅地であり、学生が増えても周辺住民には恩恵はなく、住宅地としての魅力が下がる。」、「学生や工事車両等の増加、バスの流入などにより、交通の悪化が顕著となり、様々な騒音も感じる。」との御意見をいただきました。

これらの意見に対し、本市といたしましては、これまでの大学の施設整備によって、周辺地域の防災機能の強化や交通利便性の向上が図られてきたものと考えております。また、この度の地区計画の策定により、周辺の自然景観や居住環境との調和を図りながら、これまで以上に計画的な施設整備の誘導を図ってまいります。

大学側におきましても、引き続き、平時はもとより、今後の工事の際においても安全管理を徹底するとともに、周辺の交通事情の改善に向けて検討していくものと聞いております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○塚口会長 ただいま事務局から説明がございました計議第291号議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○山田委員 よろしく申し上げます。今回の地区計画ですけれども、秩序ある大学施設の整備を誘導するために新たな地区計画を決定するということであります。

現在この京都橘大学、これまでの経過の中で、令和元年度現在、6学部13学科、約5千人規模の総合大学ということになってはいますが、橘大学のホームページを見せていただきますと、2021年度に経営学部、情報理工学部、経済学部の新学部を計画されています。

この整備に伴って、説明にあったような規制をかけられると。現に大学にある広場であるとか、学内の通路なんかは新たな施設が建てられることによって地域住民が利用できないようなことにならないようにということで、それはしっかりと確保するというような中身になっているように思うんですけれども、今回計画されている具体的な学部の新設に伴う新たな整備の計画なんかは把握されている部分があるのか、また新たに学部が新設されることによって、どれだけの規模の、現在5千人ということですが、どれぐらいの規模の大学になるのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○塚口会長 ただいまの山田委員の御質疑に対しまして、お答えいただけますでしょうか。どうぞお願いします。

○事務局 この橘大学の今後の計画についてでございますが、今後令和3年度に向けまして3学部を増設されるという風に聞いてございます。そのためにキャンパス、新棟を建設されるという風に聞いてございます。それについては、まだ具体的な建物の計画を本市もいただいているわけではございませんが、この計画をしっかりと決めた中で計画していただくということになります。

今後この学部が増えた後の学校の規模でございますが、現在5千人ほどの学生さんが通われておられますが、今後予定では令和3年度に3学部増えて、410名ほど学生さんが増えると聞いてございます。したがって、合計5,400人ほどの学生さんが通われる規模になるという風に聞いてございます。

○塚口会長 どうぞ、山田委員。

○山田委員 令和3年に400人って、1学年で400人ですから、それから4年経てば掛ける3。1,200名増えて6千名余りの大学の規模になるという風に理解していいですね。

○塚口会長 どうぞ、お答えください。

○事務局 大学の方からは、現在の3学部増えることによりまして、まずは400名増えるという風に聞いてございます。

○山田委員 わかりました。いずれにせよ4年後には更に400掛ける4が増えることになるかと思えます。

それと高さ制限31メートルということに、既存の建物の高さを勘案し、今回31メートルという風な規制だという御説明がありましたが、既存の建物の最高が今どの程度の建物が建っているのかというのが一つと、それと北側は道路に接する部分、南側は山すそになっていて、住宅なんかはないかと思うんですけど、この北側、道路の拡幅も含めて10メートルセットバックされるということですけど、10メートルセットバックしたとしても、かなりの圧迫で、新たな校舎が建つということになると、地域住民の住環境に大きな影響を及ぼすと思えますので、その点についても、今回地区計画の変更ということで、具体的な大学の計画は示されていない中で、説明会や意見募集であったということを含めて考えると、今後具体的に大学が整備計画を示された段階では、丁寧に住民に説明をしていただいて、そういった大学の増築なんかについての許可を与えていただけるというようなことの担保、保障はあるのでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答え願います。

○事務局 まず、この大学の既存建物の大きさについてでございますが。

○塚口会長 すみません、ちょっとマイクの音量が低くございませんでしょうか。

○事務局 失礼いたしました。高さでございますが、現状今約28メートルの建物が高い建物ではございます。

今回10メートルのセットバックを北側の住居系の地域、セットバックをしっかりとさせていただいております。それによって建物の圧迫感というものを減らしていきたいという風に考えてございますし、現状大学の建築の状況を見ますと、大きい建物、特に高い建物は、当然その範囲よりももっと下げて建築されているというような状況もございます。

しっかり今後も丁寧に、この計画に当たりましては、実現に向けては、大学の方には丁寧に周辺の方にも工事も含めて、計画も含めて御説明されるという風に聞いてございますし、本市の方からも説明会などの機会も通じてその辺りはお願いをしてくているという状況でございます。

○塚口会長 どうぞ。

○山田委員 既存の建物が28メートルでかなりセットバックして現状では建っているということですから、今後それを3メートル、1階分ぐらいが増える高さのものが新たに建てるのが可能になるということですし、10メートルのセットバックということになると、かなり圧迫感があると思うので、引き続き丁寧に説明いただくように御指導のほどよろしく願いして質問を終わっておきます。ありがとうございました。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御発言ございますでしょうか。

○川崎委員 全体の地区計画ですけれども、これはもう風致地区より厳しいというか、風致地区同等以上の厳しさの地区計画を数字としては立てられていて、先ほど高さの問題だけ、31の制限なしというのを、これも制限を今度加えたので、しかも建蔽率35%まで落としています。そういう問題の中で一番問題は後ろの、例えば東山とか、市内であれば東山のスカイラインを大きく切るとか、横に切るとか、そういう危機感があればその圧迫感、もう一つ住民に対する問題としては、日影規制が一番ダイレクトに入ってくるんですが、その辺の心配は、今の位置付けの増築部分については、キャンパス内で吸収されていると思いますので、この図面を見る限り問題はないと私は考えております。

それからあともう一つは、このやっぱり大学というのは、持続可能な都市という中での位置付けとして、山科の中で大学は今、大分、疲弊しているところが多くて、実は経営が上手くいかなくて潰れているというようなところ、衰退しているようなところがあって、むしろ人数を減らす時代に、学部がこのように増えていくというのは、非常に大学の中に、私どももそうなのですが、大学の中にあっては、非常に希望的観測というか、非常に上手く人材育成ができるかもしれませんし、こういう人たちが外へ転出せずに、できるだけ京都の中に携わるような、学術交流拠点的な、里山の近くにあるようなところなのですが、学術交流拠点としての大学としての位置付けとか、そういうことも含めて考えて、この地区計画を理解していただきたい。以上です。意見です、特に質問ではありません。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、この計議第291号議案についてお諮り申し上げたいと思います。291号議案を原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 皆様賛成のようでありますので、本案件は原案どおり可決いたします。

以上で審議案件は終了したわけですが、引き続きまして、報告案件がいくつかございます。

まず、「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見の募集について、御報告がございまして、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見募集及び公聴会の結果について御報告いたします。

配布資料は、「報告案件1 説明資料」のほか、市民意見募集の冊子をお配りしております。それでは、「報告案件1 説明資料」1ページを御覧ください。

京都市では、本年3月に、本審議会の「持続可能な都市検討部会」において御議論いただきました内容も踏まえ、「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定いたしました。

また、「新景観政策の更なる進化検討委員会」から本年4月に「答申」をいただきました。

これらを踏まえ、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直し等の施策案を取りまとめ、市民の皆様幅広く御意見を募集するとともに、都市計画原案の概要に関する公聴会を開催いたしました。

この度、市民意見募集及び公聴会の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、「1 市民意見募集の概要について」でございます。

「(1) 募集期間」は令和元年6月10日から7月10日まで、「(2) 周知方法」はホームページ掲載、市民しんぶん(各区版)6月15日号に「都市計画ニュース」の挟み込みを行った他、市役所案内所、各区役所・支所等での配架、さらに、関係団体などにも広く周知を図ってまいりました。

「(3) 意見募集結果」の「ア 意見書数及び意見数」でございますが、330通、983件の貴重な御意見をいただきました。

「イ 御意見をいただいた方の属性」につきましては、別紙1を御覧ください。

「1 性別」は男性51%、女性40%となっており、「2 年齢」は幅広い年齢層の皆様から御意見をいただいております。「3 お住まい等」は市内在住の方が78%となっております。

「報告案件1 説明資料」にお戻りいただき、2ページを御覧ください。「ウ 御意見の内訳」については、記載のとおりでございます。

続きまして、「エ 御意見の内容」につきましては、恐れ入りますが、別紙2を御覧ください。資料の左側にいただいた主な御意見を、右側に御意見に対する本市の考え方を記載しておりますが、本日は時間の関係上、主なものについて簡潔に御説明させていただきます。

まず、「1 施策案全般について」でございます。「何十年後を見据え、このような見直しをしていくことはとても良いことだと思う。」といった御意見の他、都市計画と景観政策の連動に関する御意見をいただいております。

本市といたしましては、これまで受け継がれてきた京都のまちの美しさは引き続き守っていくことを前提としたうえで、これからの時代を見据えたまちづくりを推進していくことが重要と考えており、今後、今まで以上に都市計画と景観政策を連動させ、地域の特性に応じた魅力的で持続可能なまちづくりを進めることができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「2 道路基盤の整備状況等を踏まえた都市活力や利便性の向上について」でございます。「見直し案全般に関すること」として、「今の道路や駅を活かしながら京都の魅力を上げていってほしい。」といった御意見の他、見直しのタイミングに関する御意見をいただいております。今後も、都市計画マスタープランや持続可能な都市構築プランに掲げた都市の将来像の実現に向け、適時適切な都市計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。「五条通沿道のJR丹波口駅～西大路通間に関すること」として、「ここが京都の活力のための場所となることは、将来の世代のためにも大事なことである。」、「周辺に住む人にとっても安全で利便性の高いまちであってほしい。」といった御意見をいただいております。本見直し案により、当該地域におい

で、ゆとりあるオフィス空間が集積し、新たな活力が生み出されるとともに、地域の方々の利便性の向上等にもつなげてまいりたいと考えております。

その他の地域の「御池通沿道のＪＲ二条駅～西大路通間、葛野大路通沿道の太子道～天神川間・三条通～四条通間、国道１７１号～祥久橋～国道１号間の道路の沿道に関する事」としては、「もっと魅力的なものが建った方が京都の将来のためにも良いと思う。」、「今回の見直しにより地域の中核拠点となることを期待する。」といった御意見の他、用途地域の変更による住環境の悪化を懸念する御意見をいただいておりますが、本市といたしましては、沿道に限って用途地域を見直すことで、その後背地の住環境を保全しつつ利便増進が図れるものと考えております。

６ページを御覧ください。次に、「３ ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上について」でございます。

「見直し案全般に関する事」として、「ものづくり産業の誘致が京都の課題であり、進めていく必要がある。」、「ソフト面での施策も必要。」といった御意見をいただいております。今後も、産業誘致等の課題に対し、関係部局とも連携しながら、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

７ページを御覧ください。「らくなん進都に関する事」としては、「工場等に限って容積率を引き上げることは、地域の将来像と合致しており、良い方向性だと思う。」等の御意見の他、容積率の割増しの効果に関する御意見をいただいております。容積率の割増しについては、本市としまして、当該地における工場等の立地状況からも必要と考えており、引き続き、関係部局とも連携し、ものづくり産業の更なる集積を図ってまいります。

「四条通以南の工業地域等に関する事」として、「働く場と利便施設の距離が近くなることは働きやすさにつながる。」、「働く場の近くに医療施設があると安心。」といった御意見をいただいております。市内で働く市民が減少している中で、市内において便利で快適な働く場の確保が大切との観点から、本見直し案によって、働く人の利便性の向上等を図りたいと考えております。

８ページを御覧ください。次に、「４ 美観地区等における地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成について」でございます。

「見直し全般に関すること」として、「京都の景観をより良くする見直しに賛同する。」、「今後もまめに状況を把握し、点検してほしい。」といった御意見をいただいております。今後、効果や課題を検証しながら、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

また、その下の「歴史遺産型美観地区の一般地区における適切な勾配屋根の誘導に関すること」をはじめとする各見直し案についても、賛同する御意見や様々な視点からの御意見をいただいております。今後、御意見を踏まえながら、制度の運用等について検討を進めてまいりたいと考えております。

10ページを御覧ください。次に、「5 地域のまちづくりの推進と特例制度の活用について」でございます。

「施策案全般に関すること」として、「特例許可制度に活用の道を開くことは英断である。」、「地域住民と事業者と行政が対話を通じてデザインしていくことが重要。」といった御意見をいただいております。御意見を踏まえ、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、地域の魅力を高める優れた計画を誘導できる制度の構築に向け、検討を進めてまいります。

その下の「京都の景観の守るべき骨格の堅持に関すること」をはじめとする施策案の各項目についても、「守るものは守ったうえで、魅力・活力になる場合はもっと進めたらよいと思う。」、「自発的に地域の景観やまちを考える人が増える仕組みが必要。」等、多岐にわたり多くの御意見をいただいております。今後、いただいた御意見を踏まえ、特例制度の考え方や地域ごとに考慮すべき事項等について、更に検討を進めてまいります。

また、本施策案につきましては、特例制度の考え方や地域ごとに考慮すべき事項等をガイドラインとしてまとめ、市民や事業者に周知することが必要と考えており、今回の市民意見募集でいただいた御意見を踏まえてガイドライン（案）を作成し、改めて市民意見募集を実施する予定です。

次に、12ページを御覧ください。「6 その他の御意見・御提案」については、記載のとおりであり、関係部署とも共有し、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

続きまして、7月8日に開催しました公聴会の結果についてでございます。恐れ入りますが、別紙3、14ページを御覧ください。当日は、5名の方が公述され、御意見の趣旨ごとに取りまとめを行ってございます。

まず、「持続可能な都市の構築との整合性」として、「今回の都市計画案は、ますます周辺部を置き去りにするものである。」、「商店街を支援する方策等が掲げられておらず、持続可能な都市計画と言えない。」といった御意見をいただきました。

本市としましては、持続可能な都市構築プランにおいて、都心部だけでなく、周辺部等の地域の拠点においても、多様な都市機能の集積や機能的な都市環境の確保を図るとともに、各地域がネットワークで結ばれることで、魅力や活力あるまちづくりを進めることとしております。

このような方針の下、今回、道路整備の状況を踏まえ、都市活力や利便性の向上を図るため、都市計画の見直しを行うものであり、市域全体の持続性を高めるまちづくりを関係施策とも連携しつつ進めてまいりたいと考えております。

15ページを御覧ください。「新景観政策の更なる進化との整合性」として、「新景観政策を良い方向に進化させているとは考えがたい。」といった御意見をいただきました。

新景観政策においては、都心部では一定の高さを認め、三方の山すそに従って次第に高さが低くなる空間構成を高さ規制の基本的な考え方としております。また、景観・住環境・都市機能の3つの観点のバランスを考慮し、地域の景観特性や市街地の特性に応じて、高さ規制を定めております。

本見直し案は、これらの基本的な考え方を踏襲しながら、都市として新たな役割を担うべき地域等において、高度地区を見直すものでございます。

16ページを御覧ください。「容積率、高度地区等の変更による効果及び影響」として、「今回の規制緩和が人口減少や若者流出を防ぐことにはならない。」、「五条通沿道において、高さが31メートルの建物が建設された場合のマイナスの影響をどのように考えたのか。」といった御意見をいただきました。

本市としましては、都市の持続性を高めるためには、産業・働く場の確保が重要であり、定住人口の増加にもつながるとの考えの下、今回、道路整備の状況等を踏まえ、

産業の集積や働きやすい都市環境の向上等に向けた合理的な土地利用につなげていくため、都市計画の見直しを行うものです。また、五条通沿道については、用途地域や容積率等の見直しと併せて、市街地環境にも配慮し、一定の要件を満たした事務所、研究施設に限り31メートルを最高限度とする高度地区を設定することとしております。

17ページを御覧ください。「特例制度の活用」として、「裁量性が少ない一般基準と、時間的、労力的にハードルが高い特例制度について、市が自らやってきたことを否定的に言って変えようとするのはどうか。ガイドラインは後退しないようなものを作ってください。」といった御意見をいただきました。

新景観政策は、策定当初から時代とともに進化する政策であることが求められており、政策の更なる進化を検討するため、検討委員会を設置し、本年4月に「答申」をいただきました。「答申」では、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域固有の魅力を高めていく景観政策が求められており、これを踏まえて、検討を進めているところでございます。

なお、特例制度の運用の考え方等をまとめたガイドラインの案を作成し、改めて市民意見募集を実施いたします。

また、「市民への説明」として、「地域への本計画案の理解に関する説明が不足している。地元として本計画案を受け入れるにしても、理解したうえで納得して前に進みたい。」等の御意見をいただきました。

本見直し案に係る手続を進めるに当たっては、これまで説明会や公聴会の開催のほか、出前パブリックコメントの実施等によって、市民の皆様からの御意見をお聴きしてまいりました。そのうえで、本市としましては、地域の皆様から改めて説明等の御要望をいただいた場合には、必要に応じて対応してまいりたいと考えてございます。

恐れ入りますが、「報告案件1 説明資料」2ページにお戻りください。最後に、「3 今後の予定」でございます。

まず、8月に美観風致審議会を開催し、景観地区の変更などについて諮問する予定をしております。

その後、9月市会に関連条例等の改正案を付議するとともに、都市計画変更案の縦覧を行い、本年11月頃の都市計画審議会に付議させていただき、議決をいただきましたら、一定の周知期間を経て、関連条例の施行、都市計画変更を行う予定をしております。

なお、「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」については、今回の市民意見募集等で市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、特例制度の運用の考え方や考慮すべき事項等をまとめたガイドライン（案）を作成し、改めて市民意見募集を実施する予定をしております。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○塚口会長 市民等から様々な御意見をいただいているわけですが、こういった報告内容につきまして、委員の皆様方から御質問、御意見ございましたら承りたいと思います。西村委員、お願いします。

○西村委員 様々な施策を前進させていくことも重要でありますし、ときには幅広く多くの皆様方から御意見をいただく中で見直ししていくことも大事なことです。それを絡めながら、市民生活により良い環境をつくっていくことが大事なことであろうと思います。そうしたことの意見募集ということで、1箇月の期間ではありますけれども、多くの皆様方から御意見をいただかれた、しかも年齢についても幅広い世代の層の方々からいただかれた、また公聴会からも多くの御意見をいただかれたということが報告ございました。

その中では、いろんな施策を前進していただくことについては、非常にいいことだと思っておりますけれども、道路環境も市内中心部と周辺部とでは大きく違いますし、その中で多くの意見、また少ない意見であってもしっかりとしたまちづくりには欠かせないものも必ずあるはずでございますので一口に見直し、見直しということではなくて、やはり必要なんだということをしつかりと議論をして進めていただきたいと思っております。

人口減少化社会の中では、京都市では急激にどんと減っているということをお聞きしておりませんが、一方で他の都市では、もちろん急激にどんと減っているところもありますし、南部の地域では、またぐっと増えているということもお聞

きしております。京田辺市なんかでは、以前は田辺町ということで、町から市になる基準5万人というところをクリアしていく中で、ここ最近新聞にも掲載されましたとおり7万人を超えたということを記載されておりました。

その京田辺市だけではなくて木津川市、あるいは精華町といったところも急激に増えてきている。単に増えてきているということではなくて、それぞれの地域にお住まいの方にとって利便性が非常に高まっていると、公共交通であるとか、そうした保育の受け入れだとか、そういうことが相まって厳しい人口減少化社会の中であっても増えていくという都市があるんですから、そういったものをしっかりと前へ進めていただきたいという風に思いますが、この点については、まずはいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 京都市におきましても、この間、持続可能な都市の構築の検討ということをしておりましたが、今委員の方から御懸念いただきましたとおり、やはり人口の減少、少子高齢化、市内に働く市民の方々が減少していつている、流出していつているという事実がございます。

その中で、特に都心部だけではなくて周辺部を含めまして、全市、俯瞰的に見ながら持続可能な都市の構築に向けてしっかりと取り組んでまいりたいという風に考えてございます。

先生からありましたインフォメーションの中でもしっかりと良いものを伸ばしていく、持続可能な都市のレベルを上げていくというところをしっかりと取り組んでまいりたいという風に考えてございます。

○塚口会長 西村委員、どうぞ。

○西村委員 道路の整備についても、もちろん市内で進めていくことと、あるいは他の自治体と一緒に進めていく、多くの箇所で見られます。この地域に入れば広いけど、この地域に入ったら狭いといったことがあろうかと思えます。

もちろん整備にかかる費用の支出の在り方とかいうことも、補助の在り方も含めて違うのかもわかりませんが、やはりしっかりとその連携をとって絡めて、道幅であるとか、行政区だけでということ、もちろん大きくはあるんでしょうけど、極端

にそういうことのないように、また図っていく、議論していくということも私は大事なことだと思っておりますので、ぜひそうした視点も持ち合わせていただきたいという風に思います。

規制、規制ということでありませけれども、その規制がどのようにして市民生活にとってなくてはならない規制かということもしっかり議論もしていただきたいという風に思いますけれども、いかがですか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 今回、持続可能な都市構築に向けた検討として都市計画見直し案を見ていただいておりますが、やはり道路基盤の整備の状況だけではなくて、広く都市の状況をしっかり見ていくということが非常に大事なかなという風に考えてございます。

しっかり市民生活のためにそれがどのように効果があるのか、都市の状況がどのようになっているのか、しっかりその状況を今後も注視させていただきながら、議論させていただきながら進めさせていただきたいという風に考えてございます。

○塚口会長 西村委員、どうぞ。

○西村委員 それでは最後にですけれども、この14ページにあります西京区洛西ニュータウンのことが記載されております。まさに市内中心部ではないけれども、昨日辺りの京都新聞、今日ですかね、洛西ニュータウンにおける人口がものすごく減ってきているという中で、福西小学校、竹の里小学校、そして西陵中学校が一貫校に向けて、地域からやはり減ってくる中で、3校が一緒になることで地域の活性化を見出していこうということを求めて、そういうことを要望されたという記事がちょっと書かれていたかと思えます。

市内中心部ではない、こうした地域の声をしっかりと反映していただけるような体制づくり、商店街の活性化もそうであります。スーパーマーケットもどんどん閉店しまして、本当に厳しい環境の中です。行政が関わること、関わりにくいこと、あろうかと思えますけど、やはりまちづくりをしっかり整えていくことで、本来のあるべき活性化、活力のあるまちづくりにしていただきたいという風に求めて終わります。

○塚口会長 今回の御意見として承ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。他に御発言ございますでしょうか。どうぞ、森川委員の方が先だったので、よろしくをお願いします。

○森川委員 今回の意見募集の期間が6月10日から7月10日、1箇月間ということに對しまして寄せられた意見が、総数で1,000ほどということなんですが、これは全般、都市全般で書き込みなどをされる際も1箇月であったり、意見、寄せられる意見については、当然関心度、内容によりまして関心を持たれる度合いが違いますから、多い、少ないというのが少し分からないですが、この期間、それとこの寄せられた総数ですね。それと私各年代の方から御意見を寄せられて、これは結果的にこういうことになったのか、ある種誘導されて、各世代各層からの御意見を頂戴したいということで何か誘導があったのか。

私なんかは、むしろこの景観政策ということですから、景観政策で、例えば高さ規制なんかは、非常に平成19年当時なんかは論争を呼んで、市民の中でも御意見、議論が活発であったと思うんですが、今回それほど重要な景観政策を見直し、進化と言っているんですか。見直しされるに際して、このいわゆる期間でありますとか、御意見の募集の仕方、あるいはこの御意見の数、これが私は非常に少ないのかなという風に思っています、市民の御意見、やはり御納得いただくということも大事です、この寄せられたこの御意見の中にも非常に当然賛意を示すもの、あるいは有意義なもの、本市として非常に汲むべきものというのがあると思うんですが、惜しむらく、例えば行政区ごとでありますとか、総数をもっと多くするだとか、期間をたくさん設けるということが必要であったのではないかなと思うんですが、今後にそういったタイミングがあるのか。

これ9月では我々の議会で諮られる案が、条例案が出てくるということですから、条例案が出てから御意見を聞いていくということでは、少しタイミングとして違うのかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えをお願いします。

○事務局 今回の市民意見募集でたくさんの御意見をいただいたと考えておりまして、この期間につきましては、通常1箇月間で進めてきております。他のいろんな

案件等も当然整合を図りながらですが、我々、案を示させていただいてから1箇月間とっております。

ただ、期間だけで示すと、市民の方、見られない、関心が低いということが起こりますので、今回各区役所に出向きまして、出前パブリックコメントという形で広く市民の方にも御説明をしながら、御理解をいただきながら御意見をいただいたということでございます。その結果、今回983件の御意見をたくさん頂戴したという風に考えてございます。

出前パブリックコメントをしている中で、御説明をさせていただいたうえで、皆様、この持続可能な都市については、非常に関心を示していただきまして、その結果、このたくさんの意見数につながったという風に考えてございます。

あと委員からいただきました年代につきましては、やはり我々としては、当初から幅広い世代の方に御意見をいただきたいということで考えておりました。出前パブリックコメント、通常のインターネットとかで出されるものについては、様々な年代からいただいたりするんですが、当然出前パブリックコメントでもあらゆる世代の来庁者の方にも見ていただいて、御意見いただいたということで、結果、今回幅広い世代の方から御意見いただいたということにつながったという風に考えてございます。

○塚口会長 森川委員、どうぞ。

○森川委員 多いという評価なんですけど、私は少ないという風に思っております。聞くんですけど、今後また何か御意見、市民の皆様から御意見を求められる機会というのがあるのか、タイミングとしてあり得るのかどうかということと、景観政策を、これは何度も言いますが、平成19年当時まとめられた際には、もっと私、市民の皆さんから御意見があったように思うんですが、それとのコントラスト、比較においてこの数が多いのかどうか、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答え願います。

○事務局 前回の都市計画、全市見直しをさせていただいた時と比較しましても、今回遜色のない御意見の数だったという風に認識してございます。

今後につきましても、都市計画のこの手続を進めるに当たりましては、都市計画

の案を縦覧させていただいて、また市民の皆様から広く御意見を意見書という形でも頂戴するという流れでございますので、その中でしっかり御意見を踏まえまして、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○塚口会長 事務局、ございますか。

○事務局 すみません、ちょっと補足させていただきます。景観政策課です。

新景観政策を平成19年に実施させていただくとき、京都市の市街化区域の3割近くのところで高さ規制を引き下げるであるとか、建物の屋根の形や壁の色というデザインの規制もかなり強化をする、さらに看板ですね、屋外広告物に対しても全市的に規制を見直して強化をしていくということで、かなり思い切った規制を強化するということと、そういったことをするのが全国でも初めてでしたので非常に注目を浴びまして、その当時大変多くの御意見をいただきました。賛成意見、反対意見、たくさんいただきながらできたのが新景観政策でございます。

新景観政策実施いたしまして10年を迎えた平成29年度に、その10年を振り返るということで、記念事業としまして、シンポジウムを開催したり、連続講座、もしくは市民会議という形で市民公募の方たくさん集まっていたいてワークショップを実施するなど市民の方からもたくさん意見をいただく形で記念事業をさせていただきました。

そして昨年度に更なる進化の検討委員会を設置して議論いただいたんですけれども、その検討委員会も会議をするだけではなく、シンポジウムも開催もしましたし、検討委員会が答申を出すに当たっても、市民意見募集を実施いたしました。今回の市民意見募集が初めてではなくて、そうした議論の積み重ねの中で、一定まとまってきたものを今回都市計画の変更案という形で市民意見募集を実施させていただいたところでございます。

また、先ほどからございましたとおり、特例制度の考え方については、たくさん意見をいただいておりますので、ガイドラインの案というのを今まとめようとしているところです。また、ガイドラインの案の段階で改めて市民意見募集を実施させていただくことを予定しております。補足の説明は以上でございます。

○塚口会長 森川委員、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

○森川委員 はい、結構です。

○塚口会長 ありがとうございます。樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 先ほどの御報告いただいた中で、別紙3のこの公述の関係のところの15ページのところですね。新景観政策の更なる進化と整合性というところで、本市の見解の方で、新景観政策の考え方として、都心部では一定の高さを認めて、三方の山すそにしたがって次第に高さが低くなる空間構成を高さ規制の基本的な考え方としていますというような説明があるわけですが、この考え方は、本当にそのとおりだと思うんですけど、それに加えて都心部においても高さの規制を強化した。全体としてダウンゾーニングをしていく、これが新景観政策のときに大きく打ち出されましたし、そこも大変評価させていただくところだという風に認識をしています。

そういうことに対して、今回の提案が、今この公述人の方から指摘をされているように進化しているとは考えがたい。このような厳しい御意見が出ているなという風に感じるんですけども、その辺り、私もその当時の都心部においても高さ規制を強化した、この方向というのは、やはりしっかりと堅持をしていくべきだという風に考えるんですけども、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 景観政策課です。都心部においても、特に京町家などが多く残る、旧市街地と呼ばれているところについては、高さ規制を、商業地域であっても15メートルに強化するなど、厳しい規制強化をさせていただきましたし、規制の強化だけではなくて、その後、京町家の保全継承の取組であるとか、そういった取組をこの10年間させていただいてきたところです。

そうした京都の守るべき景観の骨格というところは、しっかりと今後の景観政策においても堅持はしていく必要があるかと考えております。

ただ、もう一方で新景観政策というのは、ダウンゾーニングだけではなくて、その中でその地域にとってより良いものというのは、許可制度の中で認めていこうというのもセットになっての新景観政策という風に我々考えておりますので、そうした大枠の中で基本的な考え方を守りながら更なる進化の検討を進めているところで

ございます。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 中心部のところで,町家などという話もありましたけれども,他の地域でも高さ規制を全体的に強化したということでしたから,そういうところをしっかりと守っていく必要があるだろうなど。

今,特例許可の話をされましたけれども,今回は特例許可ではなくて,高さ規制そのものを緩和するという内容,あるいは高さ規制の緩和につながるような容積率の緩和も提案されている。その辺りがどうなのかという御意見が出されているなという風を感じるんです。

例えば,五条通,建蔽率と高さ規制の緩和が提案されている。あるいは,御池通では容積率の緩和が提案されています。今回この規制の緩和を提案しているこの地域が現状でどういう建物が建っているのかということなんですけれども,高さにしても容積率にしても,現在の規制の範囲よりもかなり低い状況の建物が建っている。1階建て,2階建てという建物がたくさん並んでいるという地域になっています。

そうした地域を高さにしても,容積率にしても,今回緩和していこうという必要性がどうなのかということは思うんです。そこら辺の指摘もされていますけれども,それは今現在は,今の規制よりもかなり低い状況,高さにしても,容積率にしても低い状況にあるのに,そこをあえてもっともっと高さ規制緩和していこう,あるいは容積率緩和していこうということが,やはり本当に求められているのかというところなんですよね。

だから,そこの部分を見ると,新景観政策が目指していたこのダウンゾーニングの方向と,これは逆行するのじゃないかという,私にはこの指摘というのは,本当にそのとおりだなというふうを感じるんですけど,いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 先ほどからの繰り返しになりますが,人口減少,少子高齢化という課題にも対応していきたいと,しっかり対応したいという風に考えてございます。働く市民の方が減少しているという悲しい状況もございます。

その中で,都市の持続性をしっかり高めていくためにも,産業とか働く場の確保,

そしてまちの活力, しっかりそこを伸ばしていく必要があると, それが定住人口の増加につながるという風に考えてございます。

こういう考え方の中で, 今回, 道路基盤の整備状況もしっかり捉えまして, そのような働く場であるとか産業集積, そしてまちの魅力につながる施設, それらの土地利用がしっかり合理的に進んでいくように都市計画の見直しを行いたいという風に考えてございます。

そしてあと, 容積率だけでなく, 今回高さも合わせて見直すということで, 高さを見直す場所につきましては, しっかり場所を限定しまして, 敷地面積であるとか, 一定周辺的环境にも配慮しながらしっかり進めてまいりたいと考えてございます。それらを合わせまして, 都市計画と景観政策をしっかりと連動させながら進めていくということでございます。

○塚口会長 樋口委員, どうぞ。

○樋口委員 この通りが整備をされた後でも今の現状で今の規制, 高さにしても容積率にしても, 今の規制をいっぱいいっばいまで, とにかく建物が建っていくという状況ではないわけですね。

だから, なぜそういうところにわざわざそういう規制を緩和する必要があるのかという指摘をされていると思うんです。

人口減少の中で働く場の確保ですとか, 産業集積, そういうことも言われましたけれども, これは公述人の方が指摘もされていましたがけれども, 人口で言うと, 上, 中, 下の辺り, この都心部の辺り, 戦前の建物が1階建て, 2階建て, こういった建物が並んでいた時期の方が人口が大変多かった。

その戦後になって高いビルが立ち並ぶ, 特に高度成長期, あるいはそれ以降のところでは高いビルが立ち並べば並ぶほど人口がその上, 中, 下の辺りでは減っていった, こういうことなども指摘をしながら高い建物を建てることで, 高いビルを建てることで人口が増える, これは全く当たっていないんじゃないか, こういう指摘がされてきました。

また, 他都市の例なんかで言いましても4階建てぐらいの中層ぐらいの建物を建てている, そこへ規制をかけていく, そういう都市の方が今は商業的にも発展をし

でいっている、こういう事例に学ぶべきじゃないかという指摘もありました。

ですから、私は今回のようなこうした都心部で高さ規制なり、あるいは容積率緩和していく、それがそもそもダウンゾーニングの考え方を基本としていた新景観政策に反するという風に私も感じますので、こういった方向というのは、やはり見直す必要があるなど。当初の新景観政策の立場に立ち戻るべきじゃないかなという風に感じています。以上です。

○塚口会長 最後は御意見ということでよろしゅうございますか。

○樋口委員 はい。

○塚口会長 ありがとうございます。ほかに御意見、どうぞ、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 既に御説明があったかもわかりませんが、その場合はお詫びいたしますけれども、私に関心を持つのは説明会、出前パブリックコメントの実態をもう一度御説明いただきたいということでもあります。

この資料を読みますと、説明会が3回開かれたと、6月20日と24日と26日、また出前パブリックコメントも各区役所においてされたというところでもあります。

一年越しで6回、7回にわたっての様々な検討会も開かれ、またパブリックコメントも半年前にも行われていて、その後また今回も行われたうえでのまた再度のパブリックコメントであるわけなんですけれども、それをこの期間中に説明会が行われたということで、私は非常にこの点は重要なことをされていると思うんですけども。

ただ、それが実際に市民の方がどれだけ集まらしたのかという点が気になりますので、それで今御説明があったのだったら謝りますけれども、もう一遍、この25ページにありますけれども、御説明できる範囲で説明会とパブリックコメント、どれぐらいの方が御参加されたのかを教えてくださいたいと思います。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 今回、このパブリックコメントの市民の皆様への御意見の募集と併せまして、この内容について、我々が地域の小学校等に出向きまして説明会を行ってまいります。

資料については、この資料に沿ってですが、質疑応答の時間を取りまして、疑問、皆さんの不安なんかにもしっかりとお答えをしてきたということでございます。

説明会では、おおよそですが、各回10人から15人程度の皆様が来られていたという風に記憶してございます。その皆様にもいろんな御意見をいただいたという状況でございまして、その場でいただいた御意見をこのパブリックコメントでもしっかり我々としては意見として受け止めて、今後検討を進めていくなかで、しっかり活用させていただきたいという風に思っております。

○塚口会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 各会場、説明会は10名程度来られたと、また出前パブリックコメントも区役所に出向かれたということでもありますけれども、一点気になるのは、堀川通周辺、また丸太町通、烏丸、河原町通からこの一連のエリアの六つの地域ですね。ここは上京区と中京区に分かれていると思うんですけれども、上京区にもこの葎屋町通が関係する。そしてまた、それ以外の堀川通を挟んでの東西の地域、烏丸通の丸太町から御池のエリアですね、これ中京区。ここのエリアにお住まいの方々がこの景観の見直しの情報をどのぐらいの割合の方が知ってはるのかというのがちょっと関心があるんですね。

いくら説明会をされたといっても、全然ほとんどの方が御存じないみたいな、変な話、参議院選挙の投票率が悪いですけれども、これの認知率はもっと低いと違うかという風に思ったときにね、2回もパブリックコメントやりました、説明会もしましたという積み重ねはされているにせよ、それでもほとんど御存じないのではないのかなと思うんですよ。

そうすると、特にこの中京区のエリアの方々に対して、具体的な計画が今後進んで、何らかの地元説明会をしはるときに、「私聞いていません」という風に言わはる人がぎょうさんいはって、知っていた人でもいろんな懸案をお持ちの方とか反対意見の方ばかりが結集されて、それに影響されて何か具体的な計画の段階で長引いたり膠着状態に陥るとか、そういう点の懸念があるわけです。

したがって、もう一度例えてピックアップさせていただくと、丸太町、御池周辺の堀川から河原町にかけてのこのエリアに関しては、市民しんぶんの区版とかでされ

るとかということとか、やらはる必要があるんじゃないですか。

パブリックコメントでこんだけの意見が実は集まったんですよとか、区役所のと
きに、出前の出向いての説明会をやりましたよという風な報告をされる。また、今
後もしかしたら必要であればやる予定もありますよとかいう風な周知、再度される
という点が要るのではないかと思います、いかがですか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 この資料にもございますが、今回のパブリックコメント、意見募集に当
たりましては、説明会と出前パブリックコメントを行ってまいりました。それにつ
いては、各回数重ねながら、各区にも出向きながら進めさせていただいたところで
ございます。

先ほど委員の方からいただきました、広く市民の方にも知っていただくという観
点で、特にいろんな方にこの内容を知っていただくというのは、非常に大事な視
点かと思っております。そのために、今回6月15日号の区版の方で市民しんぶんを
挟み込みまして、広く市民の皆様にも知っていただくために活動を行ってきたとい
うことを合わせて御報告させていただきます。以上でございます。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。

○吉田委員 結構です。

○塚口会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

○川崎委員 ここも何回か議論を大分させていただいていたと思うんですが、平成
19年の時の景観政策、新景観政策の時は、実は目的3つ、大きく挙げていて、保全
と再生、それから先進的機能、都市機能の誘導と3つ挙げていたと思うんですね。

ただ、具体的に注目されていたのは一番保全の部分で、この保全の部分というの
は、具体的に風致と美観地区ですね、これを核として市街地からそういう、例えば東
山の山並みであるとか、いろんなものが見えなくならないようにというのが一番大
きな高さ規制のもの。

当時マンションが45メートルと、とにかく大きく建ち上がりそうな状況があっ
た。非常に危機感があったので、全面的に土地利用のゾーニングで準工業地域とか、
商業地域とか、あまり区別せずに、とにかく中心部と風致の周辺の範囲とか、その辺

りも含めて面的に一挙にやりました。

当時、その時に地域ごとにもう少し細かく動きが出てくれば、その時にどんどん成長させていくのが10年前の新景観政策で、当時私も参加していたんですけども、そういう議論でした。

その延長上の中で、特に三つ目の創造であるとか都市圏機能の誘導であるとか、そういう部分が実は、この10年間、あまり進んでいなかったところもあって、特に中心部以外にもその他の北部も南部も含めて都市全体が成長するように、特に賑わいを創造するような部分がなかなかできなかったということで、そこにウエイトを置いて、実は新しい、それは景観の問題だけじゃなくて、都市計画は誘導しないとかなかなかものが進まないの、5ページにも出ているんですが、この五条通の部分なんかは、もともと準工業地域だったんですね。

準工業地域というと、大体工場建築しか建てられなくて、平べったくてのぺっとしたものが敷地いっぱい建っているようなものができるんですけども、実際ここにK R Pとかができて、セットバックして1階部分に色々お店が入ったり、それからガラス建築で働くものが見えたり、そういう賑わいが出てきて、要するにインキュベーションセンター的な機能をミクストユースすることによって都市の賑わいみたいなものが生まれるかもしれない。

都市交代とかを含めて、公共用地をいかにこの中で賑わいを創り出していくのかという方向に、土地利用全体がこの5ページの部分が動き出してきたと。それで実情の準工業地域の部分の沿道の20メートル幅のところは、むしろ商業地域としてそういうものはどんどん進むように、先進的な研究施設だとか、賑わいみたいなものが東西軸として五条軸の一つの新しい幹線というか、イメージを誘導してあげるような後押しをする。

ただし、やっぱりこれは現実はどういうところが誘致してくるのかとかいうことになってくると、いろんな創造ありますけれども、ただしその周辺の建物に影響を及ぼさないようにする。

それから、この6ページの西大路の御池通のところですけども、これは30%から500%にする。現状は、この西大路通のこの周辺はいっぱいいっぱい

す。間口、地図で見ていただいたらあれなんですけど、平べったいもので20～30メートルの建物がいっぱい建った。これを300から500にすることによって、少し間口とか敷地面積を少なくして、そういうところに緑化をしたり、そういう余裕をボリュームの中に与えてやる、機能をプラスアルファで与えるとともに、新しい景観機能みたいなものを誘導していくとか。要するに活動がもうちょっと柔軟で動きやすいようにしてあげて、19年度のものというのは、中心部のダウンゾーニングだけが目的なのじゃなくて、実は広げてそこまで考えていたんですけども、それが10年間、まずはそこからスタート。

今回は仕切り直しという意味で、達成できなかった目的を都市計画と連動させて、保全から創造の部分をしっかり強化したと。これは一つの景観とまちづくりの一つの考え方だと思っておりますので、これは1枚、1枚はボリュームが100上がっているとかそういうことなんですけど、一つ一つの図の中に、この地域というのは、そういう芽が出てきつつあるところをしっかりと押さえたうえでこの地域をどういう風にすべきかということ、変更をとという形で今パブリックコメントとっていただいているということでございます。

○塚口会長 ありがとうございます。かなり時間も経過しておりますけれども、他に御発言ございますでしょうか。

これは報告案件でございますので、色々な御意見を委員の皆様から承ったということにさせていただきたいと思えます。

これで、持続可能な都市の構築及び新景観政策の更なる進化に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見の募集についての報告を終わります。

続きまして、地域まちづくり構想、京都駅東部エリアの策定について報告がございます。事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、まず京都駅東部エリアにおける地域まちづくり構想について御報告させていただきます。

京都駅東部エリアについては、「京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会」による検討や市民意見募集の結果も踏まえ、本エリアの目指すべき将来像やその実現方策等を取りまとめた「京都駅東部エリア活性化将来構想」を平成31年3月に策定しました。

これまでから本市では、個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりを円滑に進めていくために、住民・事業者・行政をはじめとした地域の多様な主体のパートナーシップにより、地域が都市計画マスタープランの方針に沿って検討した地域の「将来像」と「まちづくりの方針」について、本市が都市計画審議会に御報告したうえで、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として策定しております。

この度の「京都駅東部エリア活性化将来構想」につきましても同様に、地域まちづくり構想として都市計画マスタープランに位置付けるものでございます。

お手元にお配りしております左上に「15 京都駅東部エリア」と書かれた資料を御覧ください。

(1)地域の概要について御説明いたします。

京都駅東部エリアは、京都駅北側周辺から、鴨川の東側にある三十三間堂、京都国立博物館など東山の文化ゾーンへと続く地域です。本エリアには、梅小路公園を中心とする「京都駅西部エリア」と京都駅、東山とを結び、交流や賑わいの創出が期待される東西の「新たな文化軸」と、鴨川、高瀬川といった南北の「悠久の自然・文化軸」の二つの軸が交差する、いわば「文化の十字路」が存在します。

近年、京都美術工芸大学京都東山キャンパスが開校され、令和5年度に京都市立芸術大学や京都市立銅駝美術工芸高等学校の移転が予定されるなど、文化芸術の新しい動きが生まれる「火床」となる場所であり、国内外から多くの人々が集まり、交流し、世界へ広がる創造の一大拠点となることが期待される大変重要な地域となっております。

次に、(2)「地域の将来像」について御説明いたします。

「京都駅東部エリア活性化将来構想」は、文化庁の京都への全面的な移転が決定されるなど、文化芸術によるまちづくりの機運が高まる中で、本エリアの様々な主体が将来ビジョンを共有し、京都駅西部エリア、東南部エリアなど、京都駅周辺エリアの多層な機能の連携により、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンを創生するため策定いたしました。

②「地域の目標、将来像」に記載しておりますが、構想に掲げられた将来ビジョンである「文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生し、人と人、人と地域がつながるまち」の実現を目指し、「子ども・若者から高齢者まで、安心安全に暮らし、誰もが集い、交流し、活力のあるまち」、「京都の玄関口・京都駅及びその周辺と東山の文化エリアを結ぶ立地にふさわしい、賑わいのあるまち」、「京都はもとより、国内、世界の文化芸術をつなぐ拠点となるまち」の3つの将来像を掲げております。

裏面を御覧ください。(3)「地域のまちづくりの方針」につきましては、本エリアの特性と将来像を踏まえ、ア「多様な人が交流し、多様な価値観が尊重される豊かなコミュニティの実現」、イ「京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地特性を活かした新たな賑わいの誘導」、ウ「教育、研究、交流による「人づくり」をはじめとする、文化芸術を創造・発展させ、次世代に継承するための環境整備」といった3つの方策を掲げております。

以上、御説明させていただきましたとおり、今回、「京都駅東部エリア」について、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として位置付けることにより、地域の将来像の実現に向け、都市計画の面からもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

なお、本市では、本エリアを含め京都駅周辺において、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指すこととしており、その実現に向けた都市計画の見直し素案について、お手元にお配りしております冊子により、8月19日から市民意見募集を実施する予定をしております。報告は、以上でございます。

続きまして、高野東開・西開地区における地域まちづくり構想について御説明をさせていただきます。

当地区では、地域住民で構成する協議会が中心となり、この度、地域のまちづくりビジョンが策定されたことを受けて、地域まちづくり構想として都市計画マスタープランに位置付けるものです。お手元にお配りしております左上に「16 高野東開・西開地区」と書かれた資料を御覧ください。

(1)地域の概要について説明いたします。

高野東開・西開地区は、自然豊かな高野川の東岸に位置する北大路通、東大路通、川端通、東鞍馬口通に囲まれた地区であり、旧鐘淵紡績京都工場跡地の赤れんが広場を中心に公団住宅が建設されるなどの変遷を重ねつつ、良好な住環境の基盤がつくられてきました。また、北大路通等の沿道では、住環境との共存を目指した良質なにぎわいづくりが、その後背地は、緑があふれ、静かで安心できる住み心地よいまちづくりが進められてきました。

そのような中、平成24年10月に設立された地域住民で構成される協議会において、人と自然と歴史との調和のシンボルの一つとして、多くの人たちに親しまれている旧鐘淵紡績京都工場の赤れんがの建物が残る広場や、多世代が共に穏やかで心豊かな日常生活を送ることができる環境を守り次世代に引き継ぐため、平成25年12月に「まちづくり高野赤れんが憲章」が策定されました。

その後、憲章に基づいたより具体的なまちづくり活動を進めるため、平成31年3月に「高野東開・西開地区まちづくりビジョン」が策定されました。

次に、(2)「地域の将来像」について御説明いたします。

①「まちづくりの理念・基本的な考え方」としましては、「まちづくり高野赤れんが憲章」に定める「緑と静けさとともに」、「住み心地よい日常を」、「開かれた意識をもって」、「受け継いでゆく」、「まちづくりに努める」の5つの憲章に沿ったまちづくりを目標とし、住民と事業者の協働により、安心して暮らせる優れた都市環境を守り、豊かな暮らしを支える良質なにぎわいを創出していくことを目指しております。

具体的な目標としまして、例えば、「緑豊かな自然を守りつつ、建築物等を計画す

る際には良質な緑の空間の形成を図るなど、住民の豊かな暮らしづくりに貢献する。」「住民が安心して暮らせる環境を維持するため、地域内を4つの地区に分け、それぞれの特性に合わせて建築物等の用途や立体駐車場面積の制限などを行う。」などといった5つの目標を掲げております。

裏面を御覧ください。(3)「地域のまちづくりの方針」につきましては、地域内を4つの地区に区分し、住宅地や商業地それぞれの地区の特性に応じた方針のもと、ルールを定め、まちづくりを進めていくこととしております。

以上、御説明させていただきましたとおり、「高野東開・西開地区」についても、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として位置付けることにより、地域の将来像の実現に向け、都市計画の面からもしっかりと支援してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○塚口会長 ただいま報告案件2及び報告案件3を続けて御説明いただきましたが、いずれも地域まちづくり構想に関するものでございます。したがって、委員の皆様方からの御意見、御質問も全体としてお受けしたいと思っておりますので、どちらの案件でも結構でございます。御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。かまの委員、どうぞ。

○かまの委員 時間の関係もあります、簡単にお聞きしたい。

東部エリアの方についてお聞きしたいんですけれども、(2)の地域の将来像のところで文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するため策定いたしましたという文言がございます。

それから、この②のところで二つ目の白丸の「京都の玄関口・京都駅及びその周辺と東山の文化エリアを結ぶ立地にふさわしい、賑わいのあるまち」ということで、シンボルゾーンだとか賑わいというキーワードのようなものが出ておりますけれども、例えば、ランドマークのようなものを誘導するといいますか、そうした目玉となるようなものを何か考えているかというのはあるんでしょうか。具体的にありましたら教えてください。

○塚口会長 事務局、お答えください。よろしく申し上げます。どうぞ。

○事務局 京都駅東部エリア活性化将来構想を所管しております総合企画局でご

ざいます。

今のお尋ねでございます。まず、シンボルゾーンとおっしゃったところでございます。この京都駅周辺につきましては、とりわけ文化芸術都市・京都の新たな文化ゾーンをつくるということで、京都市として取組を進めているわけでございますけれども、この東部エリアにつきましては、令和5年度に京都市立芸術大学及び銅駝美術工芸高等学校が移転するという状況でございます。

この状況と合わせてその東側に京都美術工芸大学がございます。こういった芸術系の大学の集積、あるいは周辺の例えば三十三間堂ですとか本願寺でありますとか、そういった文化的な施設もたくさんございますので、それに合わせてこの京都駅東部エリアを特に京都駅周辺の中でも新たなシンボルゾーンとの位置付けをしていきたいということで考えているわけでございます。

今、京都駅及びその周辺と東山エリアをつなぐというようなお話もございましたけれども、下京区だけではなくて、東山区にもつながるような形でまちづくりを進めていきたい、このように考えてございます。

○塚口会長 かまの委員、よろしゅうございましょうか。

○かまの委員 意見だけです。私地元は下京区でございまして、これまで活性化ということで様々な施策とられたわけですがけれども、実際問題、大型の商業施設だとかホテルだとかできまして、その一方で、では地元がどう活性化したのかという、なかなか難しい、率直に言ってどうなのかという問題がありまして、こちらの東部の方もそうしたホテルとか商業施設とか、そういうこともあるのかなと思ったんですけれども。それがなかなか、もし今お答え、そういうことではなかった、単純なことではなかったわけですがけれども、そういう懸念がありましたので、是非ともそういうことのないようにだけはちょっと心がけていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。他に御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、報告案件2及び報告案件3につきましても報告及び意見交換は終了したいと思います。